

平成 29 年第 3 回定例会 防災警察常任委員会

平成 29 年 12 月 12 日

谷口委員

最初に、本庁機関再編について伺いたいと思います。

この点に関しては、本会議でも質問をさせていただいて指摘をさせていただいたところではありますが、今回のような大規模な再編をより効果的なものにしていくためには、内外を問わず関係する人たちの納得感というのが大事だと思っております。全ての関係者が 100%賛成というのはあり得ない話ですが、そういうことなら理解しましょうとか、反対の方もいらっしゃって当然だと思うのですが、そうした納得感がどれだけ広がっているかということが重要だと思うのです。それで、納得感を得るために議論の過程がしっかり見えているということが大事だと思います。そういう観点で本会議でも質問させていただいたところではありますが、今日のこれまでの質疑も含めて、事実確認をさせていただきたいなと思っております。

今日の質疑の中で、保健福祉局の分割については、一昨年度から議論があり、それから国際文化観光局は昨年度から議論をしてきた、こういう答弁がありました。確かに保健福祉局は膨大な業務を抱えていて、一人の局長が全部見るには大き過ぎるということは、我々もそう思っていたし、ここは分割というのはありだと思います。また、子供支援施策については、我が会派が本会議などで提案をして、総合的に子供の様々なことを支えることが必要だということで、家庭の中で子どもみらい局担当局長ということも設置をしていただいたところでもありますので、そこは理解できるのですが、一方で国際文化観光局については、昨年度から議論してきたということで、この辺の議論がどこで行われて、どういうふうに見える化されていたのか、その辺のところを確認させていただきたいと思います。

安全防災局危機管理対策課長

国際文化観光局につきましては、私どもは総務局から聞いている範囲の中でラグビーワールドカップやオリンピック・パラリンピックの開催などを見据えて、人を引き付ける魅力あるかながわづくりを加速させる必要があることから、検討を進めてきました。その検討の関係ですが、私どもが把握しているところでは、まずは関係局と総務局の中で議論をしてきたという形で承知をしております。

谷口委員

関係局と総務局の中でということですが、常任委員会の中で報告というのは当然まだその時点ではなかったかと思うのですが、常任委員会の中でも議論になっていけば、ある程度我々にも伝わってくるものがあるかと思うのですが、局が違うので、お答えできないかもしれませんが、その辺はどうなのですか。

安全防災局危機管理対策課長

おっしゃるとおりで、丁寧な進め方としましては、委員が御指摘のとおり委員会の中でそういう基本的な考え方をお示ししながら、議論を醸成して進めていくというやり方があったかとは思いますが、今回につきましては、まずは内

部、関係局の中で状況などを見据えながら、データなどを検討しながら検討を進めていくというような手法をとったと聞いております。

谷口委員

局を大きく変えていくと人事も絡みますし、すぐに表に出して議論するというわけにはいかない部分もあるのかもしれませんが、いずれにしても今回本会議の中でもお話ししていただいたように、内外、特に外の方から陳情がたくさん出ていますし、外に出ても理解が広がっていなかったという感じがしています。

午前中の局長の経緯の説明の中で、8月25日に今回のことをはじめて聞いた。それから保健福祉局の分割、国際文化観光局の新設で、県民局に残るのは4課ということで、特にこの局に関わることについては、消費生活課も移管先に悩んでいるということも聞いたという御答弁がありました。そうすると、その時点では、何か積極的に受けるというよりも、行き先がどこへ行くか、引き受けどころをどうするかという、消極的な感じがあるのですが、その点についての見解と、恐らく積極的に効果を出すためにやろうという検討をされてきたと思うのですが、その辺の見解を伺いたいと思います。

安全防災局長

先ほどの答弁の続きになりますので、実際に受けたのは8月25日、これは間違いありません。そのときに私は、今回の本庁再編全体の組織図の案を見させていただきました。先ほども答弁したとおり、くらし県民部の中の4課、具体的には人権男女と情報公開広聴課とNPO協働推進課と消費生活課、この4課が残っておりまして、消費以外の部分について、人権は福祉子どもの方に持っていくこと、情報公開、NPOは政策局の方に持っていく、こういう案の説明を受けました。向こうの方も悩みながら私に相談があったと受け止めています。

先ほど申し上げましたとおり、その消費を再編後の新しい局のどこに付けるかということをおなりに考えたときに、これは業務の関連性からは、うちの安全防災局が一番関係はするだろうと、そこで判断したものです。

ただ、受ける以上は再編効果をしっかり出せるような取組が具体的に何があるか、そこから具体的に考えていって、9月13日の3副知事と局長との会議において、その時点で考えを申し上げたということでもあります。

谷口委員

経緯は分かりました。もう一点気になったのは、生協連との協定のお話も出ました。これは帰宅困難者支援ということで県と生協連とで協定を結ばれたかと思うのですが、それを受けて顔の見える関係の中で、より一層この安全防災局をくらし安全防災局に消費生活課が来ることによって、より顔の見える形で災害があればできるというお話があったのですが、今回御存じのように、総務局に生協連さんの方から陳情が出ていて、今回の進め方は余りにも拙速で、少なくともこのような再編を進めるのか、きっちりと総括を行い、県民に対する説明と意見のやりとりを踏まえて検討がなされるべきと考えます。こういう陳情が上がっているのですが、ここが何か片思いをしているような感じにも受け止めるのですが、この点についてはどう受け止めていらっしゃるのですか。

安全防災局長

生協連の陳情を私も見ましたが、具体的に陳情者が言っているのは、県民局をなくすなということです。また消費生活課を安全防災局に持っていくことはイメージが湧かないという話であって、では消費生活課をどこに持っていくかというのは、どこにも書いていないと思います。要は県民局を残せという議論の中での陳情だと思っておりますので、実際にはこれは総務局の方でその陳情審査を行っていくのでしょうが、私どもとしてはもう消費生活部門をしっかり受け止めるという覚悟を決めていますので、よりよい消費生活行政、安全防災行政ができるように努力をしていきたいと、こういう思いであります。

谷口委員

そこはしっかりと意見交換していただいて、向こう側にもある程度納得をしていただくということが大事だと思いますので、しっかり進めていただきたいと思います。

本会議でも質問させていただきましたけれども、13年前は行革本部で議論したことで、多くの部分はその議論の過程が見えた、ということだと思います。当時は3つの10%の議論の一つとして再編が位置づけられたということで、行革の中でしっかりやってきた、ということだと思うのですが、今回もできれば行革本部でやったくらいの議論の見える化が欲しかった、と思いますので、その点だけはこの場で申し上げておきたいと思います。今後、再編の効果がしっかり出るように、様々な関係するところにしっかりと説明なり、向こうの要望を聞くなりしていただきたい、と思いますのでよろしくお願いします。

それでは次に、Jアラートのところについて質問をしたいと思います。

今回サイレンを一斉に鳴らすということで、あるところの、秋田県の男鹿市でのアンケート結果でも、この情報伝達にサイレンを使用することを知っていたかという質問に、約4割がいいえと答えているということで、知っていたのは6割で4割の方が知らなかったということなのですが、そういう意味で、今回実際の音を聞いてもらうということはすばらしいことだと思うのですが、その上で、少しJアラートから脇にそれますが、国民保護避難マニュアルの作成について伺っておきたいと思います。

国民保護制度では、国が国民保護の基本指針を策定して、県や市町村はそれぞれ国民保護計画をつくることになっている。具体的にはその避難計画については国民保護計画に基づいた避難マニュアルのようなものが必要ではないかと思うのですが、実際にそうした避難マニュアルをつくっている自治体は、今年4月時点で約半分、全国1,741市区町村のうち885、約半分しかつくっていないということがありました。そこで、この避難マニュアルについて何点か伺っておきたいと思いますが、この避難マニュアル、どういうものなのか、簡単にまず説明をしていただけますか。

安全防災局危機管理対策課長

武力攻撃などが発生して、国民保護法が適用される事案が生じた際に、市町村は今おっしゃったように住民の避難経路とか避難の手段などを決めて、避難実施要領というものをつくることになります。ただし、速やかな住民の避難を行うためには、迅速にその避難実施要領を作成する必要がありますが、そのた

めにあらかじめ、市町村で武力攻撃の内容に応じたできる限り多くの避難実施要領のパターンを作成していくということが重要になります。

この事前に作成する避難実施要領のパターンが避難マニュアルというものに当たると思います。

谷口委員

実際に攻撃を受けてから要領をつくるという時間を限られた中でつくらなければいけないということで、そのパターンを幾つもつくっておくということが大事だと思うのですが、これは絶対に作成しないといけないと決められているのか、それとも努力目標となっているのか、確認させてください。

安全防災局危機管理対策課長

国の国民保護に関する基本指針の中では、あらかじめ作成しておくよう努めるものとしてされておりまして、必ず作成をしなければならないものではありません。ただし、速やかな住民の避難のためには、委員のおっしゃるとおり、できるだけ多くの避難実施要領を作成するということが重要だと思っております。

谷口委員

努力義務、努めるものということで、できるだけつくってほしいが、つくらなくても別にそれはとがめることはないということですが、これだけ北朝鮮のロケットの発射が多くなってきている中で、リスクは高まってきていると思うのですが、県内の市町村の作成状況というのはどうなっているのでしょうか。

安全防災局危機管理対策課長

本年4月1日現在の作成状況としては、作成済みが16市町、作成中が1市、未作成が16市町村という内訳になっております。

谷口委員

16市町村なので、村は一つなので分かるのですが、市町の数の内訳を教えてくださいいただけますか。

安全防災局危機管理対策課長

未作成の市町ですが、4市、それから11町になります。

谷口委員

4市11町ということなのですが、つくれていないところというのは、様々な事情があつてつくれていないのでしょうか、どういう理由を上げているのでしょうか。

安全防災局危機管理対策課長

こちらは、消防庁が毎年やっている調査ですが、その中で、作成していない理由を類型化しています。複数回答がある中で、地域防災計画など、その他の計画を優先しているというところが8市町村ございます。あと、担当職員が少なく避難実施要領のパターンに着手できないというところが7市町、想定する事態がたくさんあつて被害予測が困難であるというところが7市町でございます。

谷口委員

そうすると複数、16市町村なのですが、複数上げているというところもあるわけですか。

安全防災局危機管理対策課長

お見込みのとおりでございます。

谷口委員

それぞれ事情があって、人手の不足、パターンが多過ぎてできないなどあるようですが、ここまで危機感が高まってきている中で、全市町村がつかれるように県としてもサポートはしっかりとしていくべきだと思うのですが、ちなみに国はどのような支援をしているのでしょうか。

安全防災局危機管理対策課長

国では市町村は国民保護の避難実施要領のパターンの作成をするための市町村国民保護モデル計画の巻末にパターンの作成の事例を示している。これが一つ。また国は平成23年に避難実施要領のパターン作成の手引きというものを作成してつくりやすい環境を整えております。

谷口委員

手引きもつくっていて、モデル計画もあるという中で確認ですが、それがあってもなかなかつくることができない、至らないというのは、この国のつくっているのが使いづらいというところもあるのでしょうか。

安全防災局危機管理対策課長

必ずしも使いづらいものとは思いませんが、複数上げた理由があつてということになるかと思えます。

谷口委員

そうすると県としての役割が重要になってくるかと思うのですが、細かく支援をしてあげるなどやっていけないといけないのですが、未作成のところをゼロに近づけていくために、県として、今何をやっているのか、それと今後どうしていくのか、この2点聞かせてください。

安全防災局危機管理対策課長

手引きなどを国の方でしっかりとしたものをつくっておりますが、県でも国民保護マニュアルの中で住民の避難について市町村に示しているところでございます。県の主催する県内市町村の職員の参加する国民保護に関する研修会というものを開催しております。その中で国の手引きが県の国民保護マニュアルなどについて説明していったら、国民保護実施要領のパターンの作成を市町村に働き掛けていきたいと思っております。

谷口委員

研修会などでも働き掛けたいということなのですが、市町村でこのパターンというのは変わるものなのですか。例えば基地を抱えている大和とか厚木、横須賀とか、そういうところはかなり変わってくると思うのですが、例えば町であれば、地理的には離れたところもあるかと思えますが、ある程度何か同じものをつくって、それを少しそれぞれの町や市で自分のところなりに変更するだけでできるような気もするのですが、それはいかがですか。

安全防災局危機管理対策課長

そういう観点もあると思えます。他の市のものを参考にするというのは、これは決して事務の効率化の上では行っても差し支えないものだと思いますが、ただやはりその自治体独自の流れというものはございますので、必ずしも全部

を当てはめてというわけにもいかないという部分もあろうかと思しますので、そこら辺は市町村のそれぞれの事情を踏まえた上で、作成するものかと思っています。

谷口委員

確かに、作成する過程が大事だと思います。一部の担当の方だけで関係するところだけでつくって、他の人たちが全くそういったものをあることすら知らないというのは悲惨なパターンですので、多くの方が作成に携わって、認識をしていくことが大事なので、一概につくったから良いというわけではないと思いますが、ただ一步も進まないというのは、いくらモデル計画を国が出していても、手引きをつくっていても前に進まないというのは、何かの事情、職員不足だったり、一步を踏み出してあげるようなことを県として是非少なくともどこかのものを参考にするというよりも、県としてある程度地域に応じて示してあげて、そこに少しずつ現場で議論をしていただいて、回って歩くとか、最初のたたき台のようなものを示してあげることくらいはした方がよいのではないかと思います。その点を提案させていただきますので、是非、御検討いただきたいと思います。

それでは最後に、我が会派の西村議員が本会議で質問させていただいた女性の視点から見た防災対策ということについて質問をさせていただきたいと思います。

最初に、東日本大震災、また熊本地震の対策の中で、女性の視点という言葉からどういった課題があったのか、お願いします。

災害対策課長

東日本大震災また熊本地震の検証報告書の中で女性の視点に関わる課題がいくつか指摘されています。まず一般的な課題としては、防災、震災対応に女性の視点が入らず、配慮が足りないことや、意思決定の場に女性が参画していないということがありました。また、避難所運営など、災害現場での意思決定に女性がほとんど参画しておらず、女性用物資の不足や専用スペースが設置されないなど、女性が避難生活に困難を抱えていた、といった指摘がありました。また、具体的な事例としては、避難所生活において授乳や着替えをする場所がなかった、女性用の物干し場がない、女性用下着や生理用品を男性が配布していた、避難所の運営の中心が男性なので女性の意見が通りにくい、ということが指摘されていました。

また、物資や生活再建の観点からの指摘では、備蓄用品に生理用品、おむつ、粉ミルクなどがなかった、災害復興住宅の整備など、住まいづくりにおける女性の意見の反映が不足している、生活再建支援に携わる関係者に男女共同参画の視点を持つものが少なかった、こういった課題が指摘されている状況です。

谷口委員

具体的な例を挙げていただきまして、ありがとうございました。本県の場合は、防災会議の提案に女性委員の登用をしていただいて、御意見を女性の視点でということで、様々な対策を進めてきていただいておりますが、この防災会議というのは法定の組織であって、構成団体も決まっている中で、そこも確認ですが、女性の委員の登用をどのように進めてきたのか確認させてください。

災害対策課長

県防災会議の構成につきましては、災害対策基本法で決まっております、平成23年時点では女性が不在だという状況でございました。そこで知事が、部内の職員、いわゆる庁内の職員から指名する枠というのがございまして、その枠を使って平成24年1月に5名の女性委員が就任したというのがございます。

また、平成24年度6月に災害対策基本法が修正されました。これは東日本の課題を踏まえてということでございます。自主防災組織を構成する者、または学識経験のある者から選ぶという枠が創設されました。多様な意見を反映するという視点でございます。この枠を活用して登用するべきという状況でございます。また、いわゆる民間の企業で一定の役割を担っている指定公共機関というライフライン関係の従業者という枠なのですが、指定公共機関あるいは指定地方公共機関、これにつきましては、役員または職員のうちから知事が任命するという形になってございまして、職の指定がございまして、したがって、こうした団体に対して委員の改選、2年に1回でございまして、女性の選出に御配慮いただくよう依頼をすると、こういう形で実際には取り組んできたという状況でございます。

谷口委員

様々知恵を使っていたいただいて、女性委員の登用を進めてきていただいたということは感謝したいと思います。

一方で、視点を変えて消防団についてお伺いしていきたいと思いますが、私も消防団員として今活動させていただいていますが、女性の消防団員ということでは、かなり増えてきたと伺っておりますが、特に女性の方が消防団員になるということで、どういった役割を期待できるのか、改めてお伺いしたいと思います。

消防課長

大規模災害時には常備消防だけで多くの災害現場、応急活動に対処することには限界があります。そこで地域に精通した消防団の活動が必要不可欠となります。女性消防団員は避難所運営などの支援活動において、女性や高齢者への声掛けや避難所の仕切りの設置などにきめ細やかな対応を行っており、そうした活動に対する期待はますます高まっております。

加えて、最近消防団員もサラリーマンが多くて、勤務場所が地域から離れていることも多くなっております。仮に平日の昼間に災害が起これば、すぐに災害現場に出動できる消防団員はかなり限定されることも想定されます。その際、女性消防団員が災害現場で指揮や情報の受伝達、または救助などの幅広い活動を行うことができれば、より多くの県民の命を助けることが可能となります。

そうしたことから、女性消防団員が活動の能力を高め、様々な消防団活動を担えるようになれば、地域防災力の向上に大いに役立つものと考えております。

谷口委員

昨年全国初の消防団員訓練をしているかと思いますが、これはどういう内容でやったのか。またどういう成果が得られたのか、確認したいと思います。

消防課長

昨年の訓練は、実際の災害現場を想定した実働訓練を行うことで、女性消防

団員の活動の幅を広げるということを目的に実施いたしました。具体的内容につきましては、平日の昼間に大規模地震が発生し、常備消防が被害の甚大な地域へ災害対応を行っているというような状況の中で、男性消防団員も地域に不在という想定でございました。そこで女性消防団員 14 市町 74 名の女性消防団員が災害現場で部隊を編制して、指揮隊であったり消火隊であったり救護隊、それぞれの役割を担い、情報収集、消火、避難誘導及び救助などの一連の活動を行いました。また、訓練の成果につきましてでございます。訓練終了後に女性消防団員の方に集まっていただいて、意見の交換を行う時間を設けたところ、ふだん訓練機会がなかったが、女性も訓練すれば災害活動ができることが分かったとか、所属の消防団にフィードバックしたいとか、応急救護の知識があったが、実際に使ってうまく生かすことが難しいことが分かったので、もっと努力したいなど、今後の活動に生かそうという前向きな御意見をたくさんいただきました。参加した女性消防団員の災害時における活動の能力に寄与することができたと考えております。

谷口委員

関連して、我が会派の鈴木議員が提案したディザスターシティ、消防団員の方々のここを使った取組は何か考えていますか。

消防課長

現在整備を進めております消防学校の新たな訓練施設は、正に地震や風水害の自然災害の現場をリアルに再現するディザスターシティというべき整備をしております。この訓練施設では訓練を受ける方の技術のレベルに合わせる教育訓練の難易度を変えることができるように設計しております。そこで、今年から消防学校で実施する、女性消防団員などの活性化研修をはじめとした各種の消防団員教育において、技術のレベルに合わせて大いに活用してまいります。さらに個々の消防団が行う訓練所、各所の訓練所として、また運搬が可能なユニットがございます。倒壊家屋のユニットがございます。そのような資機材について貸し出しして地元で行う訓練でも活用していただくことを検討していくなど、工夫を図ってまいりたいと考えております。

このような活用により、女性消防団員をはじめ、多くの消防団員の方々に様々な訓練の場面において新たな訓練施設を活用していただき、地域における防災の担い手として力を発揮していただけるよう、教育訓練の機会を提供していきたいと考えております。

谷口委員

項目は県の防災計画に女性の視点をしっかりと生かしていくということが大事かと思うのですが、今後どのように取り組んでいくのか、最後に伺います。

災害対策課長

県では、東日本大震災の教訓を踏まえまして、平成 25 年に地震災害対策推進計画を設定しました。その基本理念に、男女双方の視点を生かすことを位置付けております。また、この地域防災計画に男女共同参画の推進、これを位置付けるとともに、今年度 4 月に修正しましたが、その中にも女性のリーダー人材の育成や避難所運営における女性への配慮事項、こういったものを盛り込んだところがございます。具体的な取組としましては、県の防災会議については職

の指定のない枠、これを活用して引き続き任命していきたいと考えています。

また、現在総合防災センターで、女性の視点からの防災を推進するNPO団体と連携しまして、女性向けの防災講座を企画しているところでございます。効果的な事業として定着するように努めていただきたいと思います。

また、女性消防団員の充実につきましては、毎年実施しております消防フェアがあります。そういった場を活用してアナウンスを強めていきたいと考えてございます。

今後の条例や地域防災計画に基づきまして、女性の視点を生かした防災対策の充実に努めてまいりたいと考えてございます。

谷口委員

様々な取組をされているのですが、一番大事なものは、最前線の避難所でこういったことがしっかりと現実に生かされるか、形となるかということだと思いますので、その点しっかりと最前線のものを見ていただいて、細かくフォロー、取組をしていただくことをお願いして、私の質問を終わります。

相原委員

最初に他の委員方からもいろいろな指摘がありました局設置条例の一部改正に関して、私からも確認を含めて幾つかお伺いしたいと思います。組織の編成を変えらるということですから、大きな作業だと思います。これらはどこか一つをいじくると、ほかもいじくらないといけないので、なかなか難しいものかと思いますが、私はシンプルに全体として今よりも少しでもメリット、プラスが出るなら、それでいいのではないかと考えております。部署によってはマイナスが出たり、プラス効果が出ない局もあるかもしれないとは思っております。そうであっても、全体としてのプラス効果があるならばよしとすべきだと考えております。

安全防災局がくらし安全防災局になるわけですが、なった場合に、マイナスの効果がなくプラスの効果が出ることを願うところであります。

そこで伺いたいのは、最終確定はしてなくてこれから決めていくことになるのでしょうか、おおむね固まっているのではないかと想像いたしますので伺いますが、まず、幹部の関係ですが、現在、局長、副局長、2人の参事監、部長、総務室長、各課長、出先の幹部がおられるわけですが、幹部の構成は局設置条例の改正に伴い、どのようになっているのか、現時点での見込みで結構なので、わかる範囲で教えていただければと思います。

安全防災局副局長兼総務室長

来年の人事に絡む話でございますので、断定的には申し上げられませんが、私どもとしては安全防災局に新たに消費生活部門を踏まえて、くらし安全防災局という局名が変更される。これは大変大きな変化と受け止めております。関係団体や議会からは心配の声をいただいておりますので、消費生活部門について県民局が培ってきた伝統、そういったものをしっかりと引き継いだ上で、よきものは伸ばしていくということをするためには、人の配置というのも一定方向必要かと考えておまして、現在消費生活部門にどういった形で人を配置するのか、少なくとも消費生活が安全防災局に来てよかったと、悪くならなかったと言われるような配置について、今人事当局と調整を進めているところでござ

ございます。

谷口委員

間違いのない対応をされるのだとは思いますが、ただ、冒頭申し上げたように、全体のプラスの中で、局によっては我慢すべき局が生ずる可能性もあるのではないかとは思いますが、それはそれで、そういうものなのではないかと私は思っております。

次に、先ほどから議論されている、局の名称についてですが、私は平仮名とかカタカナとか、どうなのかなと正直、以前から思っております。県立高校の名称で小田原ビジネス高校というのが一時期あったが、相当な抵抗感がありました。そういう名称にするなら、あの学校は伝統があるのだから、元々の名前である、小田原城北高校とか小田原商業高校という名前を使った方がいいのではないかと思っておりましたが、現在はまた、名称も変わったということで、それはそれかな、と思っております。それで、質問として伺いたいのは、県の行政の組織は略称というものはあるものなのではないでしょうか。俗にはよく聞きますが、例えば、環境農政局を環農と試してみたりしますが、こういうのは何か決まりがある話ですか。それとも何となく習慣で言っている習わしなのではないでしょうか。

安全防災局危機管理対策課長

正式な名称は、行政組織規則などでうたわれているものが正式な名称になると思えます。長い名称につきましては、職員の中で呼び習わして、短縮した呼び名がありますし、場合によっては、文書の番号をつける中で簡略した番号などもありますので、そうしたものを使う形で略称として呼び習わしている場合もあろうかと思っております。